

一 般 競 争 入 札 公 告

下記の建設工事について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、さつま町契約規則（平成 1 7 年さつま町規則第 4 3 号）第 2 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 8 日 さつま町長 上野 俊市

記

工 事 発 注 表

工 事 発 注 部 署	さつま町役場 建設課
工 事 番 号	第 8 - 1 2 号
発 注 工 事 種 別	舗装工事
工 事 名	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業 永野線道路舗装工事 8 - 1 工区
工 事 場 所	さつま町 永野 地内
入 札 方 法	かごしま県市町村電子入札システムによる。
工 事 概 要	施工延長 L = 2 2 0 m アスファルト舗装工 A = 1 , 2 5 4 m ²
工 事 期 間	1 7 0 日間（余裕期間設定工事）
予 定 価 格	9 , 7 0 8 , 0 0 0 円（税抜）
最 低 制 限 価 格	有（ただし、公表しない。）
工 事 内 訳 書 提 出 有 無	有
発 注 区 分 ・ 条 件	以下の条件を満たしていること。 （1）さつま町入札参加資格者名簿に登録され、さつま町建設工事等入札参加資格格付基準に基づき通知した、 令和 7 年度さつま町建設工事入札参加資格者格付等結果通知書で「舗装工事格付 A 級」を有している者。
前 払 い 金	前払金保証会社の保証がなされた契約金額 5 0 0 万円以上の建設工事請負契約で、町長が財政上支障が無く適当と認めたものに限り、前金払いを契約金額の 4 割以内、中間前金払を 2 割以内において、前金払ができる。
入 札 保 証 金	さつま町契約規則第 6 条第 2 号により免除
契 約 保 証 金	契約金額 5 0 0 万円を超える場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上
設 計 図 書 閲 覧 場 所	かごしま県市町村電子入札システム
設 計 図 書 閲 覧 期 間	令和 8 年 7 月 8 日（水）から令和 8 年 7 月 2 8 日（火）午後 3 時まで
入 札 参 加 申 込 期 限	令和 8 年 7 月 1 5 日（水） 午後 1 時まで
入 札 参 加 申 込 先	かごしま県市町村電子入札システム
入札参加資格対象外通知書送付期限	令和 8 年 7 月 1 6 日（木） 午後 5 時まで
質 問 受 付 期 間	令和 8 年 7 月 1 5 日（水） 午後 1 時まで
質 問 受 付 場 所	さつま町役場 財政課 管財契約係
質 問 等 回 答 期 限	令和 8 年 7 月 1 6 日（木） 午後 5 時まで
入 札 書 受 付 期 間	令和 8 年 7 月 1 7 日（金） 午前 8 時 3 0 分から 令和 8 年 7 月 2 8 日（火） 午後 3 時まで
入（開）札 日 ・ 時	令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 午前 9 時 5 1 分から
入（開）札 場 所	さつま町役場 本庁 2 階 電子入札室

参加資格に関する事項	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者でさつま町入札参加資格者名簿に登録されていること。 (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。 (4) 本町が公告の際に提示した条件等に適合していること。 (5) 条件付一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）において、建設業法第19条の2の規定による現場代理人及び同法第26条の規定による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、さつま町建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成17年さつま町告示第12号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。 (7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先から取引停止等の事実がないこと。 (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (9) さつま町への納税義務がある入札参加者の場合は、町税等の滞納がない者。 (10) その他建設業法等の法令及び規則等に違反していない者。 (11) 舗装工事格付A級を有する者は、令和8年6月1日から令和8年7月1日までの同一工種（舗装工事）の工事成績評定の平均点が65.0点以下でないこと。
入札の無効に関する事項	(1) 入札に参加する資格がないものが入札したもの。 (2) 談合その他不正な行為があったと認められるもの。 (3) 工事内訳書の提出が求められた場合において、工事内訳書が添付されていないもの。 (4) 入札書と工事内訳書の工事名が相違するもの。 (5) 紙入札参加承認後、かごしま県市町村電子入札システムによる入札書を提出した場合。 (6) その他町長があらかじめ指示した事項に違反したもの。
注意事項	(1) 入札参加申込書及び入札書等を提出する際は、かごしま県市町村電子入札システムにより行うこと。 (2) 電子入札をすることができない場合は、入札書締切前日までに紙入札参加申請書を提出し、承認を受けること。 (3) 主任（監理）技術者は、入札参加提出申込日までに3か月以上雇用されている者であること。（直接的雇用及び恒常的雇用条件） (4) その他、かごしま県市町村電子入札システム利用規約による。 (5) 同種工事において、同時期に請負うことができる工事案件数は、5件までとする。したがって、同一日の入札で受注件数が5件に達したときは、後の開札案件については、辞退扱いとする。